

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年12月24日	
【会社名】	株式会社サイフューズ	
【英訳名】	Cyfuse Biomedical K.K.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 秋 枝 静 香	
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号 住友不動産東京三田サウスター ワー	
【電話番号】	(03)6435 - 1885(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 経営管理部長 三 條 真 弘	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号 住友不動産東京三田サウスター ワー	
【電話番号】	(03)6435 - 1885(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 経営管理部長 三 條 真 弘	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	199,992,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	352,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 新規発行株式(以下、「本株式」といいます。)の発行(以下、「本第三者割当増資」といいます。)は、2025年12月24日の当社取締役会決議によるものであります。
 2. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。
 3. 振替機関の名称及び住所
 株式会社証券保管振替機構
 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	352,100株	199,992,800	99,996,400
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	352,100株	199,992,800	99,996,400

- (注) 1. 本募集は、株式会社クラレ(以下、「クラレ」といいます。)を割当先として行う第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、99,996,400円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
568	284	100株	2026年1月9日(金)	-	2026年1月9日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 4. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合には本第三者割当増資は行われないことになります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社サイフューズ 東京本社	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産東京三田サウスタワー

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目3番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
199,992,800	8,900,000	191,092,800

(注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用及びその他費用です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期間
業務提携に基づく研究開発・技術開発等にかかる開発費用	115	2026年1月～2030年12月
人件費、システム維持費、共同プロジェクト管理費等の業務提携に必要となる運転資金	76	2026年1月～2030年12月
合計	191	

(注) 具体的な充当時期までの間は安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

業務提携に基づく研究開発・技術開発等にかかる開発費用

本業務提携（以下に定義します。）を円滑に進めるため、本製品等（以下に定義します。）の製造に必要な関連資材や消耗品の購入、本製品等の製造工程における検証試験等の実施にかかる費用、評価テストや品質チェックにかかる外注費及び人件費などに、115百万円を充当する予定であります。

人件費、システム維持費、共同プロジェクト管理費等の業務提携に必要となる運転資金

本業務提携を円滑に進めるため、共同研究・技術開発等にかかる採用費・人件費及び培養システム、製造工程管理システム等の運用にかかる維持費用並びに共同研究・技術開発等のプロジェクト管理費などに、76百万円を充当する予定であります。

今般の資金調達をしようとする理由は、以下のとおりです。

(1) 募集の目的及び理由

下記「(2) 本業務資本提携の理由」をご参照ください。

(2) 本業務資本提携の理由

当社サイフューズは、2010年の創業以来、「革新的な三次元細胞積層技術の実用化を通じて医療の飛躍的な進歩に貢献する」という企業理念のもと、細胞のみから作製した立体的な組織・臓器を新しい「3D細胞製品」として、再生医療・創薬分野をはじめとする先端医療の現場へお届けすることで、社会に貢献することを目指す再生医療ベンチャーです。

当社では、世界初の革新的な「3D細胞製品」の実用化を主軸とした戦略的な事業展開を進めており再生医療領域においては、バイオ3Dプリンタを使用した世界初の臨床試験で治療成果を上げるなど、革新的な再生医療等製品の社会実装及び事業化フェーズへの移行という重要なタイミングを迎えております。また、今後の再生医療等製品の商業生産を見据えた場合には、再生医療の産業化には、原材料となる細胞の安全性と機能性を担保した安定的な製造技術の確立及び製造プロセスの効率化によるコスト低減が不可欠です。

この度、当社及びクラレは、再生医療及びライフサイエンス分野（以下、「本分野」といいます。）において、各当事者が保有する技術、知的財産等を含む資産及びノウハウ・経験等を活用し競争力ある事業を創出し、当社の基盤技術を用いた再生医療等製品等の革新的な細胞製品（以下、「本製品等」といいます。）を実用化することを通じて、本分野における新事業を創出し、これを持続的に拡大し、もって本分野の成長拡大及び両当事者の事業価値の最大化を目指すことを目的とした、業務資本提携を行います。

クラレとは、細胞の大量培養技術に関する研究開発・技術開発等を進める中で、これまでに再生医療の商業化に向けたコンソーシアム等で協働するなどしていた実績等を踏まえ、双方の技術・知見・ノウハウの活用や本分野におけるシナジー等について本年4月頃より具体的な協議を開始し、本製品等の商業化を視野に、戦略的なパートナーシップを強化する方向で合意し、本業務資本提携に至ったものです。

本業務資本提携は、当社独自の基盤技術「バイオ3Dプリンティング」とクラレの精密かつ信頼性の高い「高品質なモノづくり力（素材開発力）」を戦略的に融合させることを目的としており、今後のさらなる市場拡大が期待される本分野において、当社の革新的な3D細胞製品の製造プロセスに、「マイクロキャリア スキャポバ®」などのクラレの高品質な培養関連資材を活用することで、大量培養の効率化とコストダウンの両立という産業化へ向けた、次世代の細胞製品生産システムを確立することを目指します。

また、当社及びクラレは、事業推進の確実性と長期的な成長戦略を共有するため、クラレによる当社の株式取得を含む資本提携についても合意いたしました。クラレが当社の株式を業務提携に基づき中長期的に保有することにより、両社の継続的な協業関係を確固たるものとし、将来の事業拡大に向けた強固なパートナーシップを構築することを目指します。

(3) 本業務資本提携の内容

業務提携の内容

両社間の業務資本提携によって新事業の創出を達成するため、新たな細胞培養プロセスとして、当社の細胞製品の製造に活用することを目指して、再生医療及びライフサイエンス分野における当社の基盤技術を用いた再生医療等製品等の革新的な細胞製品の製造工程に関連資材を新たに技術導入するために必要となる以下の項目に関する技術、プロセス及び／又は製品の開発委受託又は共同開発等（以下、「本業務提携」といいます。）を実施します。

- (1) クラレ及び当社が共同して行う製造工程関連資材の開発
- (2) クラレの「スキャポバ®」の実装にかかる妥当性の検証及び再生医療等製品向けの製造工程への資材提供の実績化
- (3) 当社の本製品等の製造工程における関連資材の使用検討
- (4) 本製品等の商業化フェーズにおける、当社による製造工程関連資材の業務提携先等への紹介、ユーザーとしての使用実績の対外発信その他の販売協力活動
- (5) 前各号に関連する共同研究・共同開発及び人材の交流等

資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資により、クラレに当社の普通株式352,100株（本第三者割当増資後の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合3.53%）を割当てます。

(4) 本業務資本提携の相手先の概要

割当予定先の概要は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

また、前回のファイナンスに係る調達状況及び充当状況は以下のとおりです。

第三者割当による第22回新株予約権（行使価額修正条項付）、第23回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第24回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割当日	2025年6月16日
発行新株予約権数	18,000個 第22回新株予約権 13,000個 第23回新株予約権 2,500個 第24回新株予約権 2,500個
発行価額	総額 11,550,000円 (第22回新株予約権1個当たり850円、第23回新株予約権1個当たり100円、第24回新株予約権1個当たり100円)
発行時における調達予定資金の額（差引き取算額）	総額1,942,650,000円（1,920,650,000円） 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少いたします。
行使期間	2025年6月17日～2026年6月16日
割当先	株式会社SBI証券（以下、「SBI証券」といいます。）及び岡三証券株式会社（以下、「岡三証券」といいます。）に対して、第三者割当の方法によって、それぞれ以下のとおり本新株予約権を割り当てます。 第22回新株予約権：SBI証券 第23回新株予約権：SBI証券 第24回新株予約権：岡三証券
募集時における発行済み株式数	8,304,800株

当該募集による潜在株式数	1,800,000株（本新株予約権1個につき100株） 第22回新株予約権 1,300,000株 第23回新株予約権 250,000株 第24回新株予約権 250,000株
現時点における行使状況	第22回新株予約権 1,300,000株（残新株予約権数：0個） 第23回新株予約権 250,000株（残新株予約権数：2,500個） 第24回新株予約権 250,000株（残新株予約権数：2,500個）
現時点における調達した資金の額	827,843,300円
発行時における当初の資金使途	次世代再生医療パイプライン(第2世代製品他)の臨床開発 再生医療パイプライン及び3D細胞製品の商業化に向けた開発及び事業化促進 中期的な事業拡大へ向けた成長投資(グローバル展開等)
発行時における支出予定時期	800,650千円（2025年12月期に52,000千円、2026年12月期に300,000千円、2027年12月期に344,000千円、2028年12月期に104,650千円）を充当する予定 420,000千円（2026年12月期に160,000千円、2027年12月期に160,000千円、2028年12月期に100,000千円）を充当する予定 700,000千円（2026年12月期から2028年12月期にわたり）を充当する予定
現時点における充当状況	本有価証券届出書提出日現在において、 52,000千円を充当し、2028年12月末日までに総額800,650千円充当する予定 未充当であり、2028年12月末日までに総額420,000千円充当する予定 第23回新株予約権及び第24回新株予約権が行使されていないことから、未充当であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、別途時点を明記していない限り本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

a . 割当予定先の概要	名称	株式会社クラレ
	本店の所在地	岡山県倉敷市酒津1621番地
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第144期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月27日関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第145期中 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月8日関東財務局長に提出

b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c . 割当予定先の選定理由

クラレを割当予定先として選定した理由は、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途
(2) 手取金の使途 (2) 本業務資本提携の理由」に記載のとおりです。

d . 割り当てようとする株式の数

当社普通株式
クラレ 352,100株

e . 株券等の保有方針

第三者割当増資により発行する本株式について、クラレからは同社が第三者に譲渡する予定はなく、長期間保有する予定である旨を口頭で確認しております。なお、当社は割当予定先であるクラレとの間で、割当予定先が株式払込期日から提携関係が終了するまでの間（譲渡禁止期間）本株式を全て保有するものとすることに同意することを内容とする業務資本提携契約を締結しております。

また、当社は、クラレから、クラレが払込期日から2年以内に第三者割当増資により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f . 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先が2025年8月8日付で関東財務局長宛に提出した第145期中半期報告書における中間連結貸借対照表により、同社が本株式の払込金額の総額の払込みに要する充分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障がないと判断しております。

g . 割当予定先の実態

割当予定先であるクラレ並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が同社の経営に関与している事実、同社、その役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会勢力の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び同社、その役員及び主要株主が意図して反社会勢力との交流を持っている事実の有無について、同社からのヒアリングにより、かかる事実がない旨を直接確認するとともに、当社においても、日経テレコンを利用し、過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力等との関わりを調査しましたが、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。これらを踏まえ、当社は、クラレ並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

当社は、割当予定先であるクラレとの間で、割当予定先が株式払込期日から提携関係が終了するまでの間（譲渡禁止期間）本株式を全て保有するものとすることに同意することを内容とする業務資本提携契約を締結しております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（2025年12月23日）までの1ヶ月間（2025年11月24日から2025年12月23日まで）の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値単純平均である568円（円未満四捨五入。終値単純平均の計算において以下同じ。）といたしました。本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値単純平均を採用したのは、当社株式は出来高及び株価のボラティリティが高く、業績とは無関係に短期的に大きく株価が変動する傾向があることを踏まえ、割当予定先との交渉の中で、直前営業日という特定の日の株価を使用することに替えて、平均株価という平準化された値を参考とすることが、短期的な株価変動の影響などの要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断し、直前3ヶ月間や直前6ヶ月間といった期間ではなく、直前1ヶ月間の終値平均株価を採用することにより、直近における当社株式の客観的価値を適正に反映した金額になると判断し、割当予定先と協議の上、決定いたしました。なお、当該発行価額については、取締役会決議日の直前営業日の終値550円に対し3.27%のプレミアム（小数点以下第3位を四捨五入。プレミアム又はディスカウントの計算において以下同じ。）、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均585円に対し2.91%のディスカウント、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値の平均価額625円に対し9.12%のディスカウントとなっております。これは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、監査役3名（全員社外監査役）全員から、上記発行価額について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等が反映されていると考えられることに鑑みて、割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式は352,100株（議決権数は3,521個）であり、2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数8,373,600株に対し4.20%（2025年6月30日現在の議決権の総数83,647個に対しては4.21%）に相当いたします。

このように、本第三者割当増資によって既存株式に対する希薄化が生じますが、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途（2）本業務資本提携の理由」に記載したとおり、当社とクラレとの関係の強化は、本業務資本提携に基づく業務提携を確実に推進するうえで重要であり、当社の企業価値の向上に資するものであると考えており、本第三者割当増資の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
秋枝 静香	福岡県春日市	511,200	6.11	511,200	5.86
S B I V e n t u r e s T w o 株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1号	462,700	5.53	462,700	5.31
三條 真弘	東京都渋谷区	376,900	4.51	376,900	4.32
小西 正夫	大阪府泉大津市	375,000	4.48	375,000	4.30
株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津1621番地			352,100	4.04
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1号	315,000	3.77	315,000	3.61
株式会社 S B I 新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁 目 4 番 3 号	223,000	2.67	223,000	2.56
中山 功一	福岡県福岡市早良区	190,200	2.27	190,200	2.18
P H C 株式会社	愛媛県東温市南方2131 - 1	185,100	2.21	185,100	2.12
福岡地所株式会社	福岡県福岡市博多区住吉一丁 目 2 番 25 号	175,200	2.09	175,200	2.01
計		2,814,300	33.64	3,166,400	36.33

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年6月30日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。

なお、2025年10月1日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社S B I 証券が2025年9月24日現在で次の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	464,100	4.71

2. 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、本第三者割当増資の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本第三者割当増資の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第15期、提出日2025年3月26日）及び半期報告書（第16期中、提出日2025年8月14日）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2025年12月24日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2025年12月24日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第15期）の提出日（2025年3月26日）以後、本有価証券届出書提出日（2025年12月24日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年3月26日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2025年3月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

2025年3月25日

（2）決議事項の内容

第1号議案 会計監査人選任の件

東邦監査法人は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに太陽有限責任監査法人の選任をお願いいたしたいと存じます。

（3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 会計監査人選任の件	38,722	752	0	(注) 1	可決 98.09

（注）出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

（4）株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2025年8月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年8月14日の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 本臨時株主総会が開催された年月日

2025年8月14日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 監査役1名選任の件

監査役として水口祐介氏の選任をお願いしたいと存じます。

第2号議案 退任監査役に対する弔慰金贈呈の件

2025年4月27日に逝去されました小田陽一監査役に対し、弔慰金を贈呈したいと存じます。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 監査役1名選任の件 水口 祐介	32,572	414	0	(注) 1	可決	98.74
第2号議案 退任監査役に対する 弔慰金贈呈の件	31,891	1,095	0	(注) 2	可決	96.68

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

2 . 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2025年9月1日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年8月29日付で財務上の特約が付された金銭消費貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 本契約を締結した年月日

2025年8月29日

(2) 本契約の相手方の属性

都市銀行

(3) 本契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の元本 5億円
弁済期限 2026年9月30日～2027年8月31日
担保の内容 定期預金(5,000万円)

(4) 財務上の特約の内容

2026年6月期を初回とする各四半期における借入人の決算短信において、以下の計算式の基準値を本貸付の残存月数以上に維持すること。

基準値 = 基準日におけるネット現預金(注1) ÷ 経常損失額(注2)

- (注) 1. ネット現預金 = 現預金 - 総有利子負債(注3) + 資本性劣後ローン × 資本性借入金掛目(注4)
 2. 経常損失額 : 判定対象である四半期の末日の属する月から遡って12ヶ月分の経常利益赤字額の絶対値の平均値
 3. 総有利子負債 : 短期借入金、1年内返済長期借入金、1年内償還社債、長期借入金、コマーシャルペーパー、設備支払手形及び社債(新株予約権付社債を含む)の合計
 4. 資本性借入金掛目 : 判定対象である四半期の末日における資本性劣後ローンの残存期間が、1年未満の場合0%、1年以上2年未満の場合20%、2年以上3年未満の場合40%、3年以上4年未満の場合60%、4年以上5年未満の場合80%、5年以上の場合100%とする。

2025年9月期を初回とする各四半期における借入人の決算短信において、ネット現預金(前号(注1)のネット現預金をいう。)を2億円以上に維持すること。

2025年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の決算短信の貸借対照表において、純資産の部の合計額を0円以上に維持すること。

3. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第15期)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日(2025年12月24日)までの間における資本金の増減は以下のとおりです。

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月25日 (注)1	100,000	8,284,800	47,850	1,412,578	47,850	4,034,505
2025年1月1日～ 2025年12月23日 (注)2	27,000	8,311,800	2,293	1,414,872	2,293	4,036,799
2025年1月1日～ 2025年12月23日 (注)3	1,300,000	9,611,800	413,671	1,828,543	413,671	4,450,471

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

2. 新株予約権の権利行使による増加であります。

3. 行使価額修正条項付新株予約権の行使による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月26日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第16期中)	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	2025年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月25日

株式会社サイフューズ
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 佐 藤 淳
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木 全 計 介
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイフューズの2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイフューズの2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

再生医療領域及び創薬支援領域に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社の当事業年度の損益計算書に計上されている売上高54,446千円は、デバイス領域、再生医療領域及び創薬支援領域に区分できるが、再生医療領域及び創薬支援領域に係る売上高は41,223千円であり、売上高に占める割合は75.7%と高い割合を占めている。 再生医療領域及び創薬支援領域における収益認識は、個々の契約内容を吟味した上で、契約内容に応じた個別の会計処理の検討が必要である。また、「収益認識に関する会計基準」等の適用にあたって、履行義務の識別や充足時点などにおいて経営者の判断を要する場面があることから、会計処理の判断や計上時点を誤った場合には、期間損益に大きな影響を与える事項となる。 以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は収益認識が適切に行われていることを確認するために、主として以下の手続きを実施した。 <ul style="list-style-type: none">収益認識プロセスに係る内部統制を理解し、その整備・運用状況の有効性を評価した。個々の契約内容及び契約条件を理解するために、契約書等を閲覧した。取引先・取引内容について経営者等への質問を行い、取引の経済的実態と会計処理との整合性を検討した。履行義務の識別や充足時点を検討するために、会計基準に準拠し、経済的な実態が会計処理に反映されているかを確かめた。取引の実在性及び期間帰属の適切性を検討するために入金証憑を含む関連証憑との対応を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月14日

株式会社サイフューズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 知弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中居 仁良
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイフューズの2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイフューズの2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年12月31日をもって終了した前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2024年8月14日付けで無限定期の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2025年3月25日付けで無限定期意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立

の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。